

平成 26 年 11 月 6 日
武生基署発 1106 第 1 号

災害防止団体の長 殿

武生労働基準監督署長

転倒災害にかかる緊急要請について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より労働基準行政にご理解ご協力を頂いておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、武生労働基準監督署管内における休業 4 日以上労働災害は、平成 25 年には 162 件、そのうち 38 件が転倒によるもので、全体の約 4 分の 1 (23.5%) を占めております。さらに、38 件の転倒災害のうち 20 件については、休業 1 ヶ月以上の重篤な災害となっております。なお、転倒災害の発生割合については、全国的には約 20%、福井県内では 20 から 25%程度で推移しております。

次に、武生労働基準監督署管内の平成 26 年労働災害発生状況においては、平成 26 年 10 月末速報値で、転倒災害が約 32% (123 件中 40 件) と業種を問わず大幅に増加しております。さらに、これから冬期に向けて、より転倒災害が増加することが考えられます。こうした状況を踏まえて、武生労働基準監督署では、199 事業場に対し転倒災害にかかる自主点検を実施し、当該結果を含めて、転倒災害についての防止対策を別添「転倒災害防止のためのポイント」にとりまとめました。

つきましては、転倒災害防止対策として、

① 転倒災害防止のためのポイント (別紙 1、別紙 2 を含む)

及び、同封しましたリーフレット等の

② 「危険マップ」で危険の見える化を！、「危険ステッカー」で危険の見える化を！

③ 転倒災害の危険ステッカー

④ 5S 活動に取り組みましょう

⑤ 転倒災害を防止しましょう！

⑥ 積雪・凍結による労働災害をなくそう！

を参考に、より一層の転倒災害防止対策を講じていただきますよう、会員事業場への周知の協力について要請いたします。

なお、転倒災害防止対策の最重点対策としては、転倒災害が発生した場所に対する「見える化」の実施がありますので、より効果的な取り組みについての周知も重ねてお願い申し上げます。

平成 26 年 11 月 6 日
武生基署発 1106 第 2 号

事業者各位

武生労働基準監督署長

転倒災害防止対策の要請について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より労働基準行政にご理解ご協力を頂いておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、武生労働基準監督署管内における休業 4 日以上労働災害は、平成 25 年には 162 件、そのうち 38 件が転倒によるもので、全体の約 4 分の 1 (23.5%) を占めております。さらに、38 件の転倒災害のうち 20 件については、休業 1 ヶ月以上の重篤な災害となっております。なお、転倒災害の発生割合については、全国的には約 20%、福井県内では 20 から 25%程度で推移しております。

次に、武生労働基準監督署管内の平成 26 年労働災害発生状況においては、平成 26 年 10 月末速報値で、転倒災害が約 32% (123 件中 40 件) と業種を問わず大幅に増加しております。さらに、これから冬期に向けて、より転倒災害が増加することが考えられます。こうした状況を踏まえて、武生労働基準監督署では、199 事業場に対し転倒災害にかかる自主点検を実施し、当該結果を含めて、転倒災害についての防止対策を別添「転倒災害防止のためのポイント」にとりまとめました。

つきましては、転倒災害防止対策として、

① 転倒災害防止のためのポイント (別紙 1、別紙 2 を含む)

及び、同封しましたリーフレット等の

② 「危険マップ」で危険の見える化を！、「危険ステッカー」で危険の見える化を！

③ 転倒災害の危険ステッカー

④ 5S 活動に取り組みましょう

⑤ 転倒災害を防止しましょう！

⑥ 積雪・凍結による労働災害をなくそう！

を参考に、より一層の転倒災害防止対策を講じていただきますよう要請いたします。

なお、転倒災害防止対策の最重点対策としては、転倒災害が発生した場所に対する「見える化」の実施がありますので、より効果的な取り組みについても重ねてお願い申し上げます。